

忘れないで! 大切な人の
明るい未来のために…



— 相続、遺言、空家問題など、何でもご相談下さい。 —

千葉司法書士会 ☎043-246-2666

毎年2月は **相続登記はお済みですか月間** です。

あなたの地域(まち)の無料相談がホームページで検索できます。

<https://chiba.shihoshoshikai.or.jp/>

千葉司法書士会

検索



遺言・相続のこと

人が亡くなることそれは誰しもが経験すること。不動産やその他の財産を所有していた方が亡くなると、法律によって相続人となる方がこれを処分できますが、相続人の間で争いが生じることが少なくありません。人は生前に遺言書を残すことで自らの死亡後に争いを防ぐことができます。また、相続人の間でどのように財産処分をするかの協議によることもできます。司法書士は、これらの事案に的確に対処できるようアドバイスできますので、お気軽にご相談ください。



Q 父が亡くなりましたが
相続人とはどの範囲の人ですか？

A 配偶者、直系卑属、直系尊属、兄弟姉妹等で、これらの法定相続人は相続の順位があります。

Q 遺言って何ですか？

A 遺言をする人が、生前に誰に何をどのように相続させるかをあらかじめ指定することです。これには、公正証書による場合と自筆遺言による場合があります。

Q 父の遺言書が出てきましたが、私の相続するものはありませんでした、不公平ではないですか？

A 遺言の内容が公平でないときは、遺留分が保証されていますから遺言によっても奪われない相続分を取得できます。

Q 相続が開始しましたが、私の兄弟の1人が外国に住んでいます。どうすればよいのですか？

A 居住する国の日本大使館や領事館から、在留証明書、サイン証明書を取得すれば手続きを行えます。

Q 父は、多額の借金を残して死亡しましたが、この借金はどうなるのですか？

A 相続放棄の手続きをすることにより、借金を免れることができます。

Q 相続が発生しましたが、遺言等はありません。どうしたらよいのでしょうか？

A 相続権がある人たちで誰がどう相続するかを相談し、遺産分割協議の方法で処理することもできます。

Q 法定相続情報証明制度ってなんですか？

A 相続に必要な大量の戸籍謄本の束を、必要な情報のみを抜粋した「法定相続情報一覧図」にして、法務局が証明してくれるものです。各種の相続手続きの際にご利用できます。